

シママンゲース(*Mungos mungo*)の特定飼養等施設の基準の細目等及び外来生物法施行規則の一部を改正する案に係るパブリックコメントにおいて頂いた意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
基準の細目等	<p>①施設の壁面に電気柵等が併設されていれば、平滑である必要はない。展示施設において外来生物問題の普及啓発を図るには、より自然を模した展示施設が必要であり、壁面を平滑とすることはデザインに制限を加える。</p> <p>②施設の壁面に電気柵等が併設されていれば、擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺に樹木や構造物があっても差し支えない。展示施設における自然の再現には、樹木や岩などの構造物が欠かせない。</p>	<p>①壁面を平滑にする様に定めているのは擁壁式又は空堀式の施設であり、柵式の施設については電気柵等の設備を有する様に定めていますが、平滑な壁面を求めてはいません。</p> <p>②特定外来生物の逸出を容易にするものでなければ、樹木や構造物等があっても、擁壁式施設等の要件を満たします。</p>
全般	<p>特定外来生物の許可に対する判断が必要以上に緩和されている愛玩目的など私的欲求を満たす目的の飼育は厳格に判断し処罰する事を強く望みます。また、飼育許可条件に繁殖抑止施術（避妊手術等）を義務付けるべきと考えます。</p>	<p>愛がん又は観賞目的での飼養等については、外来生物法施行規則第3条第4号に基づき、特定外来生物の指定の際現に飼養等をしていた当該特定外来生物に限って許可の対象としています。特定外来生物指定時点で飼養等していなかった場合の新規の個体については、その飼養等を許可することはありません。</p>